

浜田市まちづくりセンターの制度について

※ ①～⑩：条例等に規定する内容を含む ⑪～⑮：規定なし

項目	部会報告	市の方針等
① 設置目的	●センターは、自治区制度に代わる「(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例」に基づく地域拠点施設とする。 ●センターは、地域住民の主体的なまちづくり活動を推進等するとともに、地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習を推進し、もって地域課題の解決等を図り、持続可能な地域社会の実現に寄与する施設とする。	◆浜田市まちづくりセンター（以下、「センター」という。）は、浜田市協働のまちづくり推進条例第 22 条の規定に基づく協働のまちづくりの活動拠点とする。 ※社会教育法に基づく公民館の位置付けはなくなる。 ◆センターは、協働のまちづくりを推進するとともに、人材を育成する社会教育・生涯学習を推進することにより、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会を実現することを目的に設置する。
② 名称等	●公民館が新たな地域拠点として変わることや新しいまちづくりの仕組みが始まることを広く周知するためにも、施設の名称は変更することが望ましい。 ●「コミュニティセンター」という名称は馴染みがなく分かりにくいことから、施設の正式名称としては、「まちづくりセンター」が適当と考える。ただし、「公民館」という名称が定着している実態等も踏まえ、各センターにおいて地域独自の通称等を用いることも認めるべき。 〔意見〕 公募による名称決定	◆正式名称は、「まちづくりセンター」とする。 例) 石見公民館 ⇒ 石見まちづくりセンター ◆通称等の使用も可能とする。 例) 波佐まちづくりセンター = ときわ会館
③ 管理	●センターの所管については、市長部局への移管が適当と考えるが、まちづくり活動や社会教育事業がより一層推進できる体制を構築することが求められる。 ●所管が市長部局と教育委員会にまたがる場合には、事務手続き等においてセンター職員の負担が増えないよう配慮すること。 〔意見〕 ・社会教育に係るプロジェクトチーム化または市長部局に社会教育担当部署を設けるなどの具体的な仕組みづくりを検討すること	◆センターは、市長部局が所管する。 ◆社会教育を推進するため、市長部局に社会教育担当課を創設する。 ◆市長部局の社会教育担当課の職員は、教育委員会との併任とし、市長部局と教育委員会の連携強化を図る。

項目	部会報告	市の方針等
④ 業務 (事業)	●センターの主な業務は、「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」、「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」、「貸館業務」、「行政窓口業務」とする。 ●「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」については、地区まちづくり推進委員会の活動状況や設立状況に応じ、当該団体の事務局を担うなどして、まちづくり活動の推進や促進、支援等に取り組むものとする。 ●「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」については、現在の社会教育事業や生涯学習事業を引き続き実施し、社会教育を基盤とした人づくりに取り組むものとする。 ●各センターの事業については、地域ごとに実情や公民館活動の経緯が異なることから、センターごとに地域の特色や状況、地域課題に応じた事業を企画し、実施することが望ましい。 〔意見〕 ・センターは、地区まちづくり推進委員会の事務局を担う又は組織の一員として協力しあう関係を構築すること	◆センターの主な業務は、次のとおりとする。 (1) 協働のまちづくりの推進 地区まちづくり推進委員会の事務局を担う又は協力する関係を構築するなどし、協働のまちづくりを推進する。 (2) 社会教育及び生涯学習の推進 ふるさと郷育やはまだっ子共育推進事業などを通じた人材育成に取り組む。(社会教育法第 22 条に規定された事業を含む。) (3) その他センターの設置目的を達成するために必要な業務（該当するセンターのみ） ・貸館業務 ・行政窓口業務 ◆個々のセンターの事業については、派遣社会教育主事やまちづくりコーディネーターと連携しながら、センターごとに地域の特色や状況、地域課題に応じた事業を企画し、実施する。 ◆センター事業の実施に必要な予算（センター活動費）については、現行の公民館活動費の拡充を図る。

項目	部会報告	市の方針等
⑤ 職員	●センターの職員は、センター長 1 名、センター職員 2 名を基本とし、地域の実情に応じて加減する。なお、人員増となるセンターにおいて確実に人材を確保できるよう、基本的に公募方式とすることが望ましいが、地元精通者の優先採用には配慮が必要である。 ●センター長については、公民館の機能充実に伴い、勤務時間の拡充が必要と考える。ただし、勤務時間の拡充が人材確保の足かせになることが懸念されることから、センターによって柔軟な対応ができる仕組みを検討すること。 ●現在の館長や主事が有しているノウハウや地域のつながりは貴重な財産であることから、コミュニティセンター化しても継続任用されることが望ましい。 ●センター間の連携や調整を図る「連携主事」の配置よりも、各地域やセンターにおいて特色あるまちづくり活動や社会教育事業が行われるよう必要な助言等を行う「(仮称) まちづくりコーディネーター」の配置が必要である。 〔意見〕 市職員退職者の任用などを含む人材確保に努めること	◆センターには、基本的に次の職員を配置する。 ・センター長 1 名 ・主事 2 名（まちづくり担当・社会教育担当：各 1 名） ※地区の人口が概ね 5,000 人を超える場合は主事 3 名 ※まちづくり担当の主事については、総務省の集落支援員制度（注）の活用を検討する。 ※センター長及び主事は、市の会計年度任用職員とする。 ◆当面の間は、次の条件を加えて運用する。 ・現在の職員体制（人役）を下回らないようにする。 ・センター長の勤務時間は、月 17 日（131 時間 45 分）勤務を基本としつつ、月 52 時間又は 80 時間勤務も可能とする。 ・センターの業務に応じて、センター単位での基本体制の人件費を限度として、パート主事（パート事務員）を配置する。 ◆職員体制については、3 年程度の評価検証期間において改めて整理する。 ◆現館長及び主事については、本人の意向を尊重した上で、継続任用する。なお、センター長については、地域の意向も踏まえて選任する。 （注）集落支援員制度について 地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落点検等を行いながら住民と住民・住民と市町村との間での話し合いを促進するなどして、市職員や集落住民とともに、集落対策を推進する制度。会計年度任用職員として配置することも可。

項目	部会報告	市の方針等
⑥ 職務	●センター長及びセンター職員の基本的な職務は、次のとおりとする。 ただし、職員配置や地域の状況に応じて柔軟な対応が必要である。 ・センター長は、センターの行う各種業務を所掌し、センター職員を指揮監督する。 ・センター職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。 ●（仮称）まちづくりコーディネーターは、各地域において特色あるまちづくり活動等がより一層行われるよう適切な助言や支援を行う。 ●（仮称）まちづくりコーディネーターは、5名程度で支援チームを構成し、必要に応じて各地域への助言等を行う体制とすることが望ましい。 ●土日夜間等の業務の増加が想定されることから、センター職員等の勤務条件の見直しが必要である。 〔意見〕 ・（仮称）まちづくりコーディネーターの人材確保に努めること ・時間外手当について検討すること	◆センター長及び主事その他の職員（以下「センター職員」という。）の基本的な職務は、次のとおりとする。 ・センター長は、センターの行う各種事業を所掌し、所属職員を指揮監督する。 ・主事その他の職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。 ◆「まちづくりコーディネーター」を次のとおり配置する。 ・各センターや地区まちづくり推進委員会において、地域の状況に応じた特色あるまちづくり活動等が行われるよう支援を行う。 ・配置人数は、5名程度とする。 ・所属は、センター所管課とする。ただし、主な勤務場所は、担当地域（現自治区）の事務所又はセンターとする。 ・まちづくりコーディネーター同士の情報共有を密に行いながら、必要に応じて特定の地域へ重点的に支援を行うなど、柔軟な支援体制を構築する。 ◆まちづくりコーディネーターの人材については、次のいずれかの条件を満たすことを基本としながら、幅広く人材を募る。 ・社会教育主事講習修了者、社会教育主事単位習得者及び社会教育士 ・公民館又はまちづくり支援の経験者（概ね5年以上） ・大学等研究機関の研究者 ・行政経験者 ・その他まちづくりや社会教育に精通している者 ◆センター職員及びまちづくりコーディネーターについては、夜間の会議や土日等の行事への対応が必要になることから、時間外勤務（時間外手当）のルールを定めて運用する。（規定勤務時間内で従事することが原則）

項目	部会報告	市の方針等
⑦ 開館時間 及び 休館日	●開館時間については、現行の開館時間（9：00～21：00）を基本とする。 ●センターの使用ができない日（以下「休館日」という。）については、全センター統一化を図り、年末年始（12月29日～1月3日）のみとする。 ●各センターの使用状況やセンター職員の勤務条件を踏まえ、土日祝日や一部の平日については、職員不在日や管理人配置によって対応する。また、開館時間及び休館日は、必要に応じて変更できるものとする。 ●臨時の休館日や職員不在日を設定する際には、行政窓口業務が行われない状況になることから住民周知を徹底すること。	◆開館時間は、9：00～21：00とする。 ◆休館日は、年末年始（12月29日～1月3日）とする。 ◆開館時間及び休館日は、必要があると認めるときは変更できるものとする。 ◆センター職員の勤務時間は、原則、平日の8：30～17：15とする。 ◆原則、土日祝日は、センター職員不在日とする。ただし、管理上、必要と認める場合は、この限りでない。
⑧ 使用料 及び 使用料の 減免	●使用料については、全センター統一化を図って徴収する。 ●まちづくり活動や社会教育活動、生涯学習活動の目的で使用する場合に使用料を原則免除することが望ましい。 ●現在徴収している冷暖房費の実費については、使用料に含めて徴収する。 （これにより、まちづくり活動等で使用する際に冷暖房費が免除され、負担軽減による活動の活性化が見込まれる。） 〔意見〕 ・減免手続きの負担軽減を図ること	◆全センター統一の使用料を定めて使用料を徴収する。（一室の面積に応じた使用料を定める。） ◆営利目的又は市外者の利用に対しては使用料を2倍にする。また、両方に該当する場合には、使用料を3倍にする。 ◆使用料の減免については、次のような場合を減免対象とする。また、減免申請は、使用申請と一体的に手続きできるようにする。（申請書の一本化） ・市又は市教育委員会が主催、共催又は後援する場合 ・まちづくりや社会教育・生涯学習を主な活動目的とする団体が使用する場合 ・上記以外の団体が、センターの設置目的に沿った使用をする場合（物販を行う場合や実費を超える入場料を徴収する場合を除く） ・市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校及び高等教育機関の学生等が使用する場合 ・その他市長が必要と認める場合 ◆冷暖房費は、使用料とは別に徴収しない方向で調整する。（部会報告に加え、熱中症対策の冷房推奨、新型コロナウイルス対策の換気推奨への配慮）

項目	部会報告	市の方針等
⑨ 使用許可	●使用申請の手続きは、現行どおり「事前申請・事前許可」を基本とする。 ●使用許可条件については、他の公共施設と同程度とし、まちづくり活動等に柔軟に活用できる施設とする。	◆センター使用申請の手続きは、現行どおり「事前申請・事前許可」を基本とする。 ◆センターの使用を許可しない場合は、次のとおり他の公共施設と同様とし、社会教育法第 23 条に定める使用制限（専ら営利に使用など）は適用しない。 ・公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき ・施設等を汚損等するおそれがあるとき ・暴力団等の利益になる使用をするとき ・その他管理上支障があると認める使用をするとき
⑩ 運営推進委員	●センター事業を円滑に推進していくために、現在の公民館と同様に「運営推進委員」を設置できることとする。 ●「運営推進委員」の定員については、上限を撤廃し、地域の実情に応じて設置できるようにすることが望ましい。 ●各センターにおいては、地域の状況に即した事業運営を行うため、センターの活動に関連のある地域団体等と十分に協議・情報共有する場を設けて企画運営すること。	◆センターに運営推進委員を置くことができることとする。 ◆運営推進委員の上限（現状 20 人）は撤廃する。 ◆運営推進委員に地区まちづくり推進委員会などの地域団体から就任してもらい、地域団体等との連絡会議を設置するなど、センターと地域団体等が協議・情報共有できる仕組みをセンターごとに構築する。
⑪ 運営方式	●コミュニティセンター化した後の運営方式については、全市的な協議組織においてコミュニティセンター化の評価・検証に合わせて検討する必要がある。 ●委託について検討する場合には、委託へ移行する時期の妥当性等も含めて、十分な検討を行うこと。	◆3 年程度は検証期間とし、直営で運営しながら運営体制や運営方式について検討する。 ◆センターが設置目的等に沿って適正に運営できているか評価・検証等を行うとともに、センターの運営方式について検討等を行うため、浜田市総合振興計画審議会に専門部会を設ける。（委員は、コミュニティセンター化検討部会の構成を基本に選考する。）

項目	部会報告	市の方針等
⑫ 社会教育 の推進体 制	●社会教育の所管や推進体制については、社会教育をより一層推進するという視点に立って整理すること。 ●島根県の派遣社会教育主事については、引き続き 2 名の配置を県へ要請するとともに、市長部局と教育委員会との兼務など、社会教育とまちづくりの推進につながる配置を検討する必要がある。 〔意見〕 ・市長部局と教育委員会との連携を強化する仕組みを構築すること	◆社会教育をより一層推進するため、市長部局に社会教育担当課を創設する。〔再掲〕 ◆市長部局の社会教育担当課の職員は、教育委員会との併任とし、市長部局と教育委員会の連携強化を図る。〔再掲〕 ◆社会教育担当課及びまちづくり担当課は、常に連携して業務に当たることができるよう部署配置に配慮する。 ◆島根県の派遣社会教育主事は、引き続き 2 名の配置を県へ要請する。（市教育委員会が派遣先となることから市長部局との兼務とする。） ◆市長部局への社会教育の浸透を図るため、市職員に対して社会教育に係る研修を実施する。
⑬ 連絡調整 体制	●各センターにおいては、地域の状況に即した事業運営を行うため、センターの活動に関連のある地域団体等と十分に協議・情報共有する場を設けて企画運営する。（再掲） ●現自治区ごとに、現在の館長・主事会と同様の連絡会を設置し、現自治区単位でのセンター間の情報共有や連絡調整を図る。 ●市全体に、現在の公民館連絡協議会と同様の連絡協議会を設置し、センター全体の情報共有や連絡調整を図る。 ●公民館のコミュニティセンター化についての評価・検証・改善提案等や運営方法について検討する全市的な組織（協議会など）を設置する。	◆運営推進委員に地区まちづくり推進委員会などの地域団体から就任してもらい、地域団体等との連絡会議を設置するなど、センターと地域団体等が協議・情報共有できる仕組みをセンターごとに構築する。〔再掲〕 ◆各地域（現自治区）に、地域連絡会を設置し、各地域（現自治区）単位でのセンター間の情報共有や連絡調整を図る。 ◆市全体に、浜田市まちづくりセンター連絡協議会を設置し、センター全体の情報共有や連絡調整を図る。 ◆センターが設置目的等に沿って適正に運営できているか評価・検証等を行うとともに、センターの運営方式について検討等を行うため、浜田市総合振興計画審議会に専門部会を設ける。〔再掲〕

項目	部会報告	市の方針等
⑭ 職員の 育成	●センター職員のスキルアップや不安解消に向けて、計画的な研修の開催や研修参加機会の拡充に取り組むこと。 ●センター職員が、社会教育主事講習を含む各種研修を積極的に受講できるようにするため、職務の調整や予算の確保に努めること。また、社会教育主事等の有資格者に対する優遇措置を検討すること。	◆センター職員に対する研修については、人材育成の観点から研修内容を検討し、社会教育主事講習を含めて計画的な受講に取り組んでいく。 ◆研修メニューの充実を図るとともに、職務の調整を含め研修に参加しやすい環境づくりに努める。 ◆社会教育主事等の有資格者に対する優遇措置については、全市的な有資格職員への措置と関係することから継続課題として、引き続き検討する。
⑮ 保険	●公民館総合補償制度への継続加入は、最低限必要である。 ●まちづくり活動への積極的な参加を促すためにも、自治会活動保険を含め、保険内容の充実を図る必要がある。	◆公民館総合補償制度及び自治会活動保険は、それぞれに特長やメリットがあることから、引き続き両保険に加入する。 ◆両保険の内容や手続き方法等について、改めて周知する。